

## 福祉サービス第三者評価受審費助成制度の概要

### 内容

東京都の福祉サービス第三者評価を受審する事業所に対し、市予算の範囲内で受審費用を助成します。なお、要望書をご提出いただいた場合でも、審査の結果、助成が受けられない場合、または、ご要望どりの金額を助成できない場合がありますので、あらかじめご承知おきください。また、次ページの「福祉サービスの種類」及び「助成額」は市予算編成等の過程にて、変更となる可能性がございますので、合わせてご承知おきください。

### 助成の条件

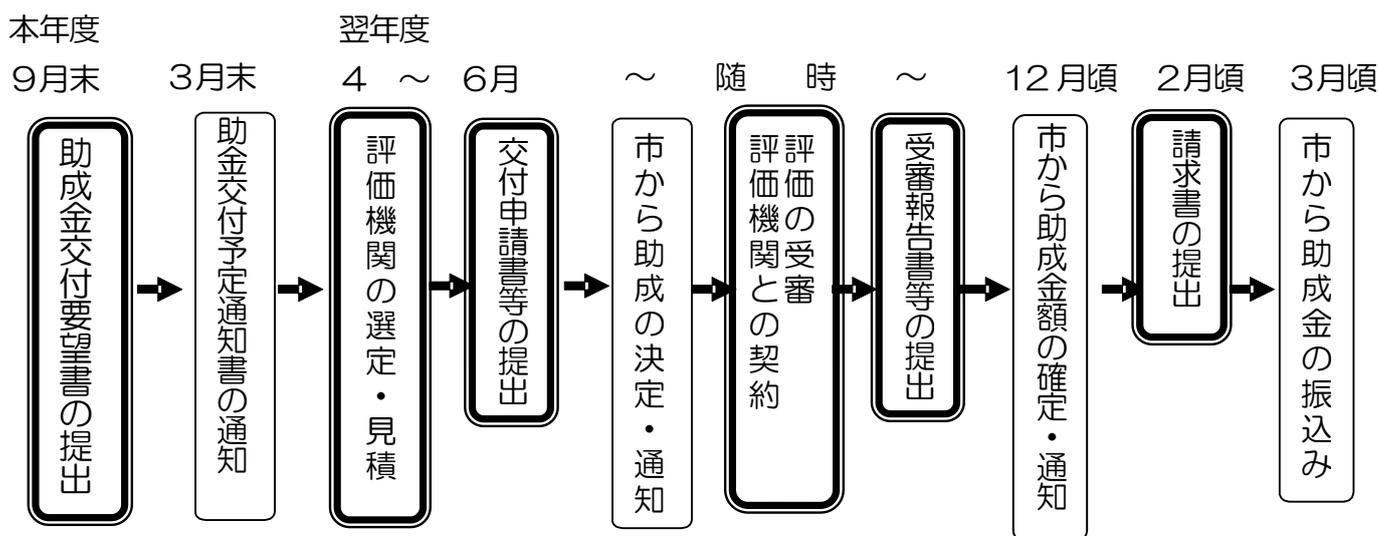
次の条件をすべて満たしていることが必要になります。

- ① 次ページの表の福祉サービスのいずれかを実施し、当該福祉サービスについて東京都福祉サービス評価推進機構が認証した評価機関の実施する第三者評価を受審すること。
- ② 福祉サービスの提供を行う事業所を府中市内に設置し、運営していること。
- ③ 第三者評価の受審費用について、国、東京都その他の地方公共団体等の助成の対象となっていないこと。
- ④ 次に示す評価結果の公表方法について同意すること。

### 評価結果の公表方法

- ① 財団法人東京都福祉保健財団が運営するホームページ「とうきょう福祉ナビゲーション (<http://www.fukunavi.or.jp/>)」での公表
- ② 事業所が、利用者の見やすい場所に評価結果を掲示
- ③ 府中市市政情報公開室での公開・閲覧

### 助成の流れ



※助成の決定とは、申請書等の審査の結果、助成対象となることを意味します。  
実際に交付金額が確定するのは、報告書等の内容を審査してからになります。

区 分	福祉サービスの種類	助成額	上限額
高 齢 者 サ ー ビ ス	訪問介護	第三者評価の受審費用の総額に2分の1を乗じて得た額	30万円
	訪問入浴介護		
	訪問看護		
	通所介護		
	認知症対応型通所介護		
	短期入所生活介護		
	特定施設入居者生活介護		
	福祉用具貸与		
	居宅介護支援		
	介護老人保健施設		
	軽費老人ホーム（ケアハウス）		
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護		
	小規模多機能型居宅介護		
	看護小規模多機能型居宅介護		
地域密着型通所介護			
認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）	第三者評価の受審費用の総額	60万円	
障 害 者 サ ー ビ ス	居宅介護	第三者評価の受審費用の総額に2分の1を乗じて得た額	30万円
	短期入所（医療型）		
	宿泊型自立訓練		
	放課後等デイサービス		
	児童発達支援事業		
子育て支援 サ ー ビ ス	認可保育所（社会福祉法人等が設置するものを除く。）	第三者評価の受審費用の総額（公定価格の第三者評価受審加算を受けている場合にあつては、受審費用の総額から15万円を差し引いて得た額）	60万円（公定価格の第三者評価受審加算を受けている場合にあつては、45万円）
	認定こども園		
	認証保育所A型・B型	第三者評価の受審費用の総額	60万円
	認可外保育施設（ベビーホテル等）		

【問合せ先】

府中市福祉保健部地域福祉推進課指導検査係  
（市役所おもや1階 042-335-4264）